

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月9日

香川県知事 池田豊人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県 第710号	肉かす 粉末	9肉か す粉末	窒素全量 9.0	該当なし	株式会社 カガ ワミール 香川県坂出市昭 和町二丁目7番 9号	令和13年10月16 日